



正しい交通ルールを
守る運動推進マーク

岩手の交通安全

2021 夏号

交通死亡事故ゼロ日継続市町村表彰（令和3年6月末時点）

滝沢市 500日達成

滝沢市は令和3年4月10日で交通死亡事故ゼロ日継続500日を達成し、当協議会は同年4月12日に滝沢市役所において、滝沢市を表彰。当協議会栗澤事務局長から主賓了滝沢市長に対し、表彰状を授与しました。



葛巻町 2,000日達成

葛巻町は令和3年4月17日で交通死亡事故ゼロ日継続2,000日を達成し、当協議会は同年4月20日に葛巻町役場において、葛巻町交通安全対策協議会を表彰。当協議会多賀事務局次長から同協議会長の鈴木重男葛巻町長に対し、表彰状を授与しました。

金ケ崎町1,000日達成

金ケ崎町は令和3年4月24日で交通死亡事故ゼロ日継続1,000日を達成し、当協議会は同年4月27日に金ケ崎町役場において、金ケ崎町交通安全対策協議会を表彰。当協議会栗澤事務局長から同協議会長の高橋由一金ケ崎町長に対し、表彰状を授与しました。



★交通死亡事故ゼロ日継続市町村表彰★

岩手県交通安全対策協議会会長（知事）が、交通死亡事故ゼロ日を一定期間継続した市町村交通安全対策協議会に対して表彰するもので、市町村を3区分に分けて250日、500日、1,000日を単位として表彰しています。（平成4年10月8日制度施行）

岩手県交通安全対策協議会

令和3年度岩手県交通安全対策協議会事業計画

新型コロナウイルス感染防止の観点から、例年開催されている当協議会総会での議案に対する決議は書面表決により執り行われました。その結果「令和3年度事業報告及び収入支出決算」が承認されたほか、「令和3年度事業計画及び収入支出予算」が決定されました。

なお、今年度の事業実施計画は次のとおりです。

事業実施計画

○ 啓発活動

1 季節運動等

- (1) 各会員による啓発
- (2) 啓発用ポスター・リーフレット・黄色い羽根等の配付
- (3) 道の駅等へのポスター掲示による広報

2 交通事故非常事態宣言発令に伴う広報

- (1) 会長談話の発表
- (2) 会員による広報（バス・タクシーへの掲出他）

3 各種広報事業

- (1) 各会員による広報
- (2) ラジオ（スポット CM）による広報
- (3) ホームページによる広報
- (4) 交通事故発生状況及び交通安全対策情報による広報
- (5) 機関紙「岩手の交通安全」の編集発行

4 高齢者の交通事故防止対策事業

- (1) 安全運転サポート車の試乗体験等を含む交通安全教室
- (2) スケアードストレイトによる自転車等の交通安全教室
- (3) 高齢者行事でのミニ講習及び反射材用品の着用推進運動
- (4) 運転免許証自主返納支援策のホームページでの紹介
- (5) 高齢者世帯訪問交通安全事業の実施

5 児童生徒の交通安全教育推進運動

- (1) 交通安全ポスターコンクール作品展の実施

- (2) 高校生交通安全テレビ CM コンテストの実施

- (3) 児童を交通事故から守る交通安全指導

6 被災地の交通事故防止対策事業

- (1) 復興関連事業所への広報
- (2) コミュニティ FM との連携による広報
- (3) 三陸鉄道車内広告による広報

7 交通安全功労者等の表彰事業

- (1) 交通安全功労者等の表彰
- (2) 交通死亡事故ゼロ継続市町村の表彰

8 各種共催、後援事業

- (1) 関係機関・団体と連携した共催・後援の実施
- (2) 交通安全パネル展の共催と優秀作品の表彰

○ 県民大会

正しい交通ルールを守る運動県民大会の開催
11月18日 都南文化会館キャラホール(予定)

○ 委託事業

1 交通安全運動推進事業

- (1) 黄色い羽根購入・配付【再掲】
- (2) 交通安全啓発ポスター・リーフレットの作成・配付【再掲】
- (3) 高齢者の交通事故防止のチラシ配付

2 交通安全は家庭から運動促進事業

- (1) 高齢者世帯訪問交通安全事業の実施【再掲】
- (2) 児童を交通事故から守る交通安全指導【再掲】

【令和2年度の事業実施の様子】



秋の全国交通安全運動開始式



正しい交通ルールを守る運動県民大会

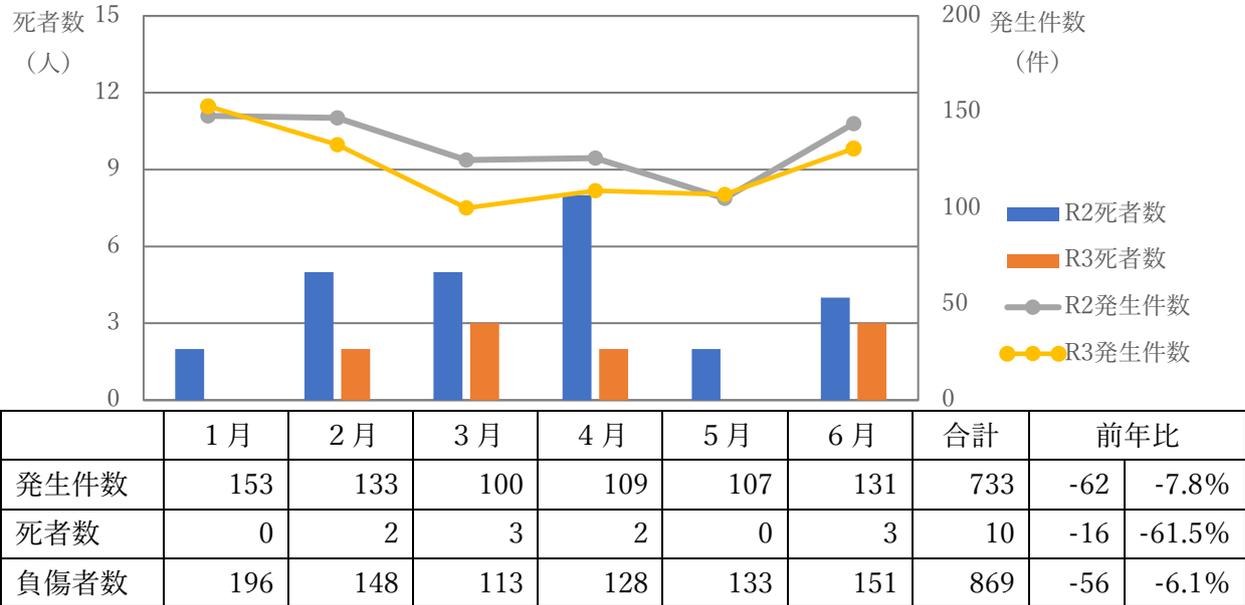


作成ポスター

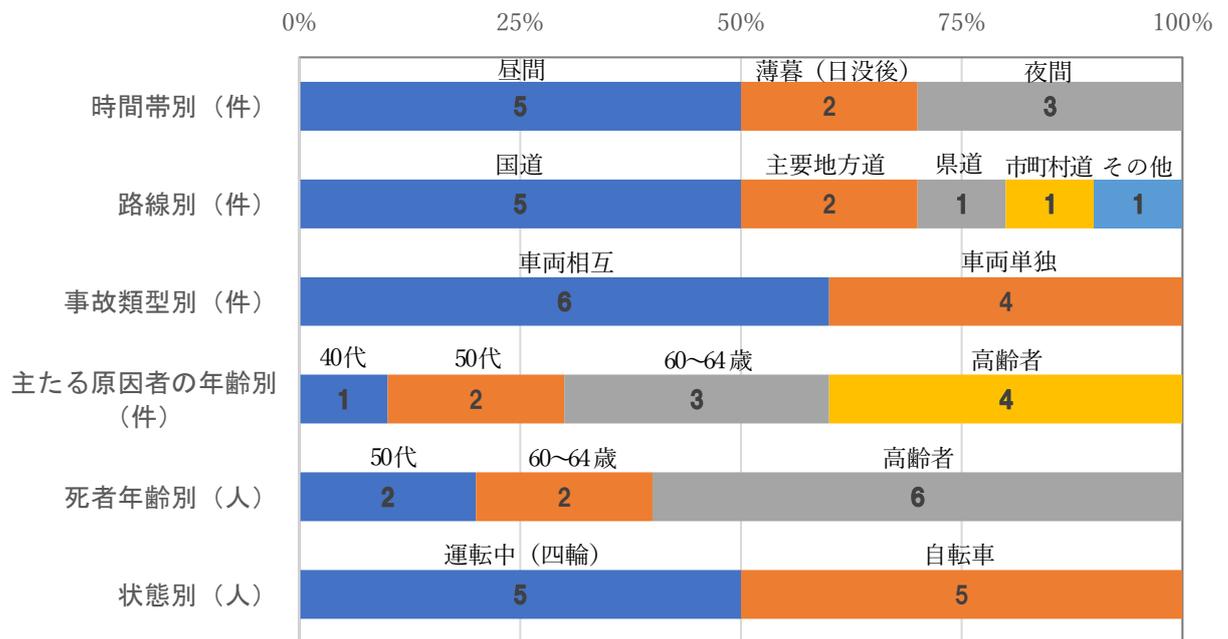
交通事故の概況（令和3年上半期）

1 令和3年上半期（6月末時点）の交通事故発生状況（概数）

（1）月別の発生状況



（2）交通死亡事故の状況



2 令和3年上半期の交通死亡事故の特徴

- （1）死者数のほか、件数と負傷者数とも減少。また、月別の死者数が過去5年で1月、3月、4月、5月の4カ月が最小。
- （2）高齢者の割合が高い・・・高齢者6人（前年比-13人）、全死者に占める割合60%
- （3）車両相互の出会い頭衝突が多い・・・出会い頭5件（前年比+2件）
- （4）運転中（四輪）及び自転車が多い・・・運転中（四輪）5人（前年比-7人）
自転車5人（前年比+3人）

「交通の方法に関する教則」及び 「交通安全教育指針」が一部改正されました

(令和3年4月16日告示)

■『交通の方法に関する教則』とは？

歩行者と運転者が、それぞれの責任を自覚して、安全、快適な交通社会を築いていくための手引きとなるものです。

■『交通安全教育指針』とは？

交通安全教育を行う者が、交通安全教育を効果的かつ適正に行えるよう、心構えや交通安全教育の内容・方法等を示したものです。

主な改正事項
歩行者関係（横断の仕方）
○信号機のない場所で横断しようとするとき（教則第2章第3節3(5)及び指針第2章第1節2(1)イ(オ)c）
横断するときは、手を上げるなどして運転者に対して横断する意思を明確に伝えるようにすべき旨の記載を追加しました。
自転車関係（自転車の正しい乗り方）
○自転車に乗るに当たっての心得（教則第3章第1節1(9)並びに指針第2章第2節2(4)イ(イ)、第3節2(3)イ(ア)、第4節2(3)イ、第5節4(2)イ(カ)、第6節2(4)イ(ウ)及び4(3)）
自転車乗車時における乗車用ヘルメット等の着用の促進についての記載を追加しました。
自動車運転関係（危険な場所などでの運転）
○悪天候など（教則第6章4節3(1)及び指針第2章第5節2(2)ア(ウ)b(d)）
吹雪等による視界不良時の運転における注意事項についての記載を追加しました。

令和3年度

県民のための

市町村交通災害共済のお知らせ

交通災害共済とは、少ない掛け金で、交通事故でケガをしたり死亡したときに被災者やその家族に見舞金を支給する相互扶助制度です。万一の交通事故に備え家族そろって加入しましょう。

■加入対象者：岩手県内の市町村の住民基本台帳に登録している方。

県外に居住している方でも、上記の方と生計を一にしている方で、就労又は大学等での就学のため、岩手県外に居住を移している方も加入しています。（生活費・学費が常に送金されている場合）

■共済期間：令和3年8月1日～令和4年7月31日まで

■共済掛金：年額1人400円（「おとな」「子ども」ともに）

■見舞金の支給内容

交通災害の程度		共済見舞金額
死亡及び重度後遺障害等		1,100,000円
傷害（けが）	入院 1日につき	2,000円
	通院 1日につき	1,000円

※障害（けが）の見舞金は20,000円（最低保障額）から300,000円（最高限度額）までの範囲で、入院や通院の日数に応じた金額の支払いとなります。

■申込先・申込期間：県内の金融機関・・・6月1日から9月30日まで 各市役所、町村役場の担当窓口・・・随時

■問合せ先：市役所、町村役場の担当窓口

岩手県市町村総合事務組合 電話019(622)6279

